

第4回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会
事務局（担当 課）	教育部庶務課
開催日時	平成28年4月13日 午後2時
開催場所	教育委員会室
出席者	委員 菅谷 眞（委員長）、藤原 孝子（委員長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、三田 一則（教育長）
	その他 教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所 長、統括指導主事2名
	事務局 庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人2人
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	報告事項第13号～18号は人事案件のため非公開とする。
会議次第	協議事項第1号 総合教育会議（4月27日）の開催について 報告事項第1号 学校教育法等の一部を改正する法律の概要について —義務教育学校— 報告事項第2号 仰高小学校の校庭改修について 報告事項第3号 豊島区立小・中学校の緊急トイレ改修について 報告事項第4号 区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況 報告事項第5号 学校の運動会等における安全対策について 報告事項第6号 平成27年度卒業式及び平成28年度入学式国旗掲揚・国家斉唱 の実施報告 報告事項第7号 平成28年度区立幼稚園、小・中学校行事一覧 報告事項第8号 家庭教育推進事業の事務移管について 報告事項第9号 ランドセルの寄贈について 報告事項第10号 主幹教諭の配置について

報告事項第11号	指導教諭の配置について
報告事項第12号	平成28年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教諭一覧
報告事項第13号	臨時職員の任免
報告事項第14号	非常勤職員の任免に係る訂正事項について
報告事項第15号	非常勤職員の任免
報告事項第16号	臨時職員の任免
報告事項第17号	臨時職員の任免
報告事項第18号	臨時職員の任免

菅谷委員長)

皆さん、こんにちは。第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、樋口委員と藤原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴者の方がお二人いらっしゃいます。よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

<傍聴者入場>

(1) 協議事項第1号 総合教育会議(4月27日)の開催について

菅谷委員長)

それでは、協議事項第1号、総合教育会議(4月27日)の開催について説明をよろしくお願いいたします。

<庶務課長、学校施設課長、指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。4月27日に開催を予定している第1回総合教育会議の議題についてご説明をいただきました。これについて委員の方からご意見、ご質問等を伺いたいと思います。

三田教育長)

説明の補足をさせていただきます。

町会連合会の説明会では、女性にやさしいまちづくりとは、男性に優しくなくていいのかという議論も出てまいりました。この問いには区長の方できちんと答えていましたが、そもそも何故女性にやさしいまちづくりを掲げ、課長まで公募して決めようとしているのかという点を説明させていただきます。

一昨年に豊島区は消滅可能性都市と指摘されましたが、その一番の原因が若い女性が少ないということでした。人口が15年ぶりに28万人を突破したと言っているんですが、人口の構成は15年前と全く逆転してしまっていて、当時は子供が多くて、高齢者が少なかったんですね。ところが、今は子供が少なく、高齢者が増えており、65歳以上が20%を占めるようになっていきます。そのような少子高齢化の状況で、若い子供を産む適齢期と一般に言われる女性が非常に少ないということから、このままでは消滅可能性都市になるという指摘でした。

全国では半分の自治体が消滅可能性都市なんですね。その中で豊島区が非常にピックアップされたのは、23区の中では豊島区が唯一だったからなんです。女性に優しいという考えにはそういった背景があるということをして是非考えていただきたいと思います。

女性が結婚されて、子供が生まれます。そして、豊島区で育てるということになれば、保育園・幼稚園と幼児教育の施設をいろいろ整えていかなければなりません。次に学校へ入学します。すると学校が安定し、豊島区で子供を学ばせ、育てたいと思えるよう整備が進みます。そのような流れがあり、定住をしていただくという区の一連の施策が初めて実

を結んで、消滅可能性都市から脱皮することができるのです。

ですから、先ほど課長が申し上げたように、女性に優しいということは、男性にも優しく、ワーク・ライフ・バランス等共通の問題をきちんと考えていけるような施策を展開しようという考えでございます。そして、私ども教育委員会はその中で、子供が就学して、そこで生きがいを持って、学びがいを持って、学習を受けることができるという、子供に優しい、という流れの部分を作っていきたいという趣旨でございます。女性にやさしいまちづくりというフレーズに関して、そのような正しい理解をしていただきたいということをまずお伝えさせていただきます。

議題の一つ目でございます。女性にやさしいまちづくり担当課長も新しく発令になり、先日区長と話をしました折に、総合会議にはぜひ担当課長も入ってもらい、教育委員と突っ込んだ議論をしていただくという話になり、これを議題にしたらどうかということで、区長部局と調整をしようということでございます。

議題の二つ目は、教育大綱の追加でございます。誤解のないようにお願いしたいのは、教育大綱はもちろん区長が決定しますが、内容については高野区長がいつも仰っているように、教育委員会が問題意識をしっかりと持っていることです。学校施設やトイレの改修等の条件整備は区長部局の協力なしにできません。大綱の中に教育目標も含めてありますが、そのような区長部局と教育委員会が密接に関わる施設の条件整備等については、今回のトイレ整備もしっかり議論した結果、素晴らしい形になったということですので、しっかりと区長の考え方も言うていただいた上で、内容も出来ていくのだということを捉えていただきたいと思います。

インターナショナルセーフスクールについては、学校だけの取組で出来るわけではありません。セーフコミュニティとの関係ということ資料に盛り込んだ方が良いのではと思います。特に富士見台小学校と朋有小学校はどのように区民ひろばや地域の方から協力を得て、再認証を取得したのか。また、現在取得を目指している池袋本町小学校と仰高小学校は地域とどのように協力しているのか。区長は地域との関わりという部分をやはり聞きたいと思うんですね。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

教育長からの説明で、何故「女性にやさしい」というテーマで今、区が頑張っているかということがよく分かりました。

人口が減っていくというところで注目すべきは、各年代別の人口がどの位なのかという点だと思います。豊島区の人口構成を見ますと、20代は男性に比べて女性が多いそうです。ところが30代を見ますと、女性より男性が多くなっており、そこで若い女性の減少がより数値として表れやすいといえますか、ある意味で消滅というような話が出てきているのかと思います。

後からお話があると思いますが、今年の小学校に入った新入生の数は、豊島区は少し増

えているのではないかと思います。ですから現時点では若い世代が減少するとは思えない状況ですけど、少し長い目で見ると、そのような豊島区の年代別人口構成を考えた上での対応が必要になってくるのではないかと私自身は思っています。

総合教育会議の議題ですので、当日また意見を述べさせていただきたいと思えます。

藤原委員、何かございますか。

藤原委員)

宮田女性にやさしいまちづくり担当課長が出席されるということで、今後、教育委員会との連携を深めていけるような議論ができる場になると期待しております。また、子育て世代はどのような施策があれば定住するのかといった点や、子供たちを育てる環境整備においてどのように教育委員会と連携を図っていくのかという部分も話題にできればと期待しています。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

教育長、どうぞ。

三田教育長)

今の藤原委員の発言内容については、私も部長とよく話すのですが、豊島区は教育施策が学校の中だけで完結しています。ですから、子供スキップと言えば子ども家庭部の所管で、教育委員会の所管ではないと考えがちです。

しかし、東日本大震災の時は帰宅困難者が多く発生し、深夜になるまで保護者が子供を引き取りに来られませんでした。私どもも地震で崩れそうな場所で、子供が一人残らず帰るまで本部で対処していました。その中で、保護者が迎えに来た時に子供を既に帰していた学校もあり、施設の内外で色々な混乱が起きました。

そのため、都教委は地震の時には校内で子供を保護しなさいという条例を作りました。そういったことから、池袋本町小学校の子どもスキップが開設し、全校内で子どもスキップを運営することになりました。非常に重要です。ところが、現状では所管が子ども課と教育委員会ですと切り分けてしまっています。もっと連携していかなければいけません。

それから、今回の議会の中で、子供の貧困化への対策をどうするかという話が出ました。その中で、財政的な関係で塾に行けず、学力が遅れ、人生の選択肢が狭まっていく子供の負の連鎖をどのように断ち切るのか議論になりました。ただ、私どもの課題として家庭学習をどうするか、学力の二極化にどう対策を講じるかということもあり、それらも含めてどのように対処するか。これも縦割りでは解決できない議論になります。

とは言え、組織が違えばミッションも違います。もっと教育委員会と子ども課で連携して、放課後に遊んだり、学習したりする環境を作ったほうが良いと言っても、連携には限界があるんです。放課後まできちんと教育してもらえて、子供も親御さんも安心して学校に任せられるということが、すごく大事なことだと思っているんですが、今の体制ではなかなか上手くいきません。

そのような悩みや課題を抱えているんですということを、担当課長だけではなく、区長にも分かってもらい、そういった部分の指揮系統、命令系統を一元化していくというような提案も教育委員会からしていかなければいけないのではないかと。そのような見方をしなければ解決できないような課題は沢山あると私は思っております。補足があれば教育部長からお願いします。

教育部長)

豊島区教育委員会というのは、組織的に学校教育に特化したことをやっております。本来であれば、生涯学習、スポーツの所管分野は教育委員会の所管でしたが、地方教育行政法の一部を改正する法律の改正で、平成19年から区長部局でできるようになりました。豊島区ではそのような形を取っています。また、図書館についても本来は教育委員会の所管になり、これは法律でもそうなっています。ただ、豊島区の場合は、権限は教育委員会にありますが、図書館行政については補助執行という形で、文化商工部の図書館課に移しています。権限は教育委員会、実際の運営は区長部局という形です。文化財の業務は教育委員会にありますが、学校教育以外で教育委員会で行っている事業がそのような形を取っているという点が、他の自治体と多少異なります。

ですので、今教育長が仰ったように、そもそも学校だけでなく子供という視点で考えた時の、学校が終わった後の放課後対策、それから家庭教育中での子供への補助という点で、第8号報告案件の説明がありますけれども、家庭教育推進事業の事務移管という報告があります。

家庭教育推進事業の中で、家庭教育推進委員というのが豊島区独自の施策であります。これは家庭教育の中で、保護者と教育のあり方を学ぶものですが、法律の改正があり、社会教育が区長部局に移った段階で一緒に移管していました。ただ、本来は子供達を対象にしており、教育委員会の所管にしたいということで、28年4月から移管します。

もう一つ、これは大きな問題ですが、子どもスキップ、放課後対策の所管についてです。今回、池袋本町小学校で開設されれば、スキップが全学校内に設置されるということもありまして、昨年来から教育委員会への所管替えを要望したり、地域にも出向いて説明してきました。学校内で居場所を確保するのも部局が違っていると、なかなか難しい問題もあります。今、教育長が仰った学習補助の部分も、教育委員会が所管したほうがスムーズに行くという部分もありまして、今年は、昨年以上に移管へご理解いただくために動いていく予定でございますので、委員の皆様には、後日また詳しくご説明しますけれども、ご協力いただきたいと思います。

この件につきましては、重要事項として、先ほど区長部局のほうにもお話をさせていただいております。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

今、教育長、部長から、子供のことを学校だけではなく地域・地区で見ていくというよ

うな観点から、教育委員会そのものの活動の幅が広がってくるんじゃないかというようなお話でした。今後、そういった観点から、教育委員会の中、議論が重ねられていくのではないかと思います。他に何かございますか。

三田教育長)

庶務課に資料の内容精査をお願いします。学校改築については、やはり情報センターや家庭科室といったところのシェアリングという考え方をきちんと説明してほしいと思います。それから、エコスクール、情報センター化、校庭のアーバン仕上げといった基本的な仕様について、これまで改築で積み上げてきたものを区長は当然注目しているわけです。ですから、是非安全対策等も含めて、そういった施設の写真も盛り込んで、連携校と池袋第三小学校の仕様、特徴といった学校の概要、それから施設を新しくした意義、そこに至る経過も含め、議案の形で整理していただきたいということを要望します。

菅谷委員長)

教育長から要望がありましたけれども、この討論資料をもう少し充実したものにして、当日に備えていただきたいということでございます。

それでは、この件についてはご意見が大体出揃ったと思います。27日に実際に区長さんと話し合う中で、委員の方にも色々なご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第1号議案了承)

(2) 報告事項第1号 学校教育法等の一部を改正する法律の概要について—義務教育学校—

菅谷委員長)

それでは、続いて報告事項第1号、学校教育法等の一部を改正する法律の概要について、指導課より説明をよろしくお願いします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

内容が非常に複雑で、概念についてこの場ですぐ結論が出るものではないという気もします。幾つかお尋ねしたい点がありますが、委員の方はご説明を伺って何かご意見ご質問はありますでしょうか。

樋口委員、どうですか。

樋口委員)

私は、3月31日まで渋谷区で施設一体型の小中一貫教育校の統括校長をしておりました。その学校は、今年度は義務教育学校にはしておりません。私は、義務教育学校の設置には様々なところで研究が必要だと思っています。ですから、法が整備されたからといってすぐに義務教育学校のことを考えるのではなく、豊島区において現在進めている素晴らしい連携プログラムがございますので、全学校においてそこができていくかどうかを検証

し、その上で今後、本当に豊島区に義務教育学校が必要であるかどうかを検討する必要があると思います。この場で義務教育学校のことについて色々と意見交換をする必要もないのではと思っております。このような制度が国でも整備されましたので、今後、小から中への連携をどうしていくかということについて、実態に即して研究をしていくことの方が、豊島区にとっては利点であろうと思っております。

それから、一点、今後の課題として申し上げてもよろしいでしょうか。資料で付けてくださっておりますカラー刷りの2枚でございますが、まだよく内容を吟味してはいないところなんですけれども、生まれてから15歳、義務教育を修了するまでの帯がございます。ここに書いてある文言というのは、区民の皆様が見て、非常にインパクトのある表現を使っているんじゃないかと思うんです。例えば、3歳で自我の確立と書いてありますが、本当に確立でよいのか。また、小学校の9歳のところでギャングエイジと書いてあります。確かにそういう表現はありますけれども、豊島区の教育としてギャングエイジという言葉ここに載せることがふさわしいのか、そういうこともこれから論議をしていきたいと感じたところです。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

今の委員のご意見について何かございますか。指導課長さん、どうでしょうか。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。今、樋口委員のほうからいただきました文言や表現につきましては、今後、文言についての選定等、再度検討して参りたいと考えております。

菅谷委員長)

北川委員、こういった学校の実態の構成が少し変わってくるというようなお話について、保護者の立場から何かご意見、あるいは保護者の中でこういったことが話題になっているというようなお話はありますか。

北川委員)

今回、初めての小中施設一体型の池袋本町小学校と、あと池袋中学校が開校になりますけれども、やはり親としましては、一貫校と連携校の違いというものがまだよく把握できていない方が非常に多くいると思うんですね。また、豊島区といいましても、やはり池袋本町地域にお住まいの保護者とそれ以外にお住まいの方では、情報の入り方も違いますので、まずは豊島区が今、そこでやろうとしていることをしっかりとアピールしていただければと思っております。

また、小学校から中学校に進学するに当たって、子供たちが不安を感じるのと同様に、親たちも色々な心配というものがあります。先程お話にも出てきました放課後についても、子供たちの居場所づくりということも親としては、いろいろ心配しております。大きく義務教育学校とか論じるのも良いのですが、まずは今、豊島区の中で綿密に対応していただきたいことに目を向け、豊島区はこういう対策を考えているんだと広くアピールして

いただきたいと思っております。

もう一つ、資料説明で分からなかったところがあるんですけども、資料の1枚目の(1)義務教育学校のタイプによる違いという中のカリキュラムという欄の中で、小中共同の特例教科が可能とあります。この特例教科というのはどういうものを想定して言っていることなのか、説明していただければと思います。

指導課長)

これにつきましては、例えば杉並区におきまして、よのなか科という科を作るなどし、副読本等を作成して進めているところでございます。豊島区の場合で言いますと、総合的な学習の時間等がそれに当たるものでございますが、義務教育学校におきましては、そのような特例教科という形をとっている場合もございます。

菅谷委員長)

よろしいですか。

北川委員)

余り分からなかったというのが正直なところでして、申しわけありません。豊島区としてももう少し分かりやすい、既に何かやっていることや、これから想定されていることはあるのでしょうか。

三田教育長)

全般的な補足説明をさせていただきます。只今、導課長が申し上げた資料説明は、法令がこう変わりますということで、豊島区がその方向に進みますと言っている訳ではありませんので、そこは誤解のないようにお願いします。

豊島区は最初から小中一貫教育に賛成です。一貫教育はやるべきです。当然、学習指導で一貫して進めるべきところが、一貫して進まないために小1プロブレム・中1ギャップが生まれてきました。そういった中で、学校の文化や、指導のあり方がずっと問われてきています。それを解消していくために、一貫した考え方で教育を進め、子供の成長が円滑に進むようにしていきましょうという取組ですが、これはずっと変わらずやってきております。ですから、豊島区はこの方向で行きますよということです。

それに対して、国が今色々と進めようとしている内容は、全自治体がこうしなさいと言っているわけではなくて、こういう校種に分類した学校もできますよ、というできる規定を示したものです。

この義務教育学校という考え方なんですが、これはモデル校のレベルで推進してきており、必ずしも国全体で中央教育審議会で、中1ギャップや小1プロブレムがどんなところにあり、幼小の連携が上手くいっていないのはどういうところに問題があり、その検証の上でこういう制度が必要だと十分に実態調査に基づいて法制化されたわけではないのではと思っております。

これまでもずっと、この制度について私どもは関心を持って、入念に推移を見て参りました。しかし法整備されたもののみならずモデルの段階で全国で22校です。あと126

校程申請を準備していると聞いておりますが、いつ申請されるのか、どうして申請されるのか、他の申請しない圧倒的多数の学校とどう違って、どのような問題や課題があるのか何も整理されていないんですね。

例えば、転校生が品川区の義務教育学校から豊島区の学校に来たら、どこに入れたらいいんですかという話になった時に、入るところがありませんと言わなければなりません。逆に、豊島区から品川区のこの一貫校の近くに転校していった時に、子供がどこに入ったらいいのでしょうか。この制度では、そのような義務教育の一般性を失ってしまいます。そういった結果について、どのように説明をつけるのか何にも議論されていないで法整備がされてしまっているのではと、私は非常に不安感を持っています。

公教育というのは、そもそも公平性、平等性という点が非常に強調されて、戦後の学校制度の中で整えられてきたにも関わらず、そうした議論がスルーされています。できる規定だけで、このまま全部学校が併設できるという条件を揃えているのは、全国的に圧倒的少数です。本区では併設校がやっと1校、広い敷地があったからできております。これは一貫校を作るのではなく、子どもは一貫教育をより円滑的に進めるために作っているわけです。そこは誤解の無いようお願いしたいということが一つです。

豊島区においては、連携校、連携プログラムを中心に一貫教育を進めていくのですが、国はまずここをやらないで、カリキュラムを輪切りにしたり、小中の学校種を一緒にして、小中両方の免許を持っていることを原則とするというような制度化を行っています。小中の免許を持っている人と言っても、ペーパードライバーでは困るわけです。しかも、近隣の県では、小中学校両方経験することとなっていますが、東京都の場合は小中両方経験しないといけないという制度ではありません。ですから、一貫校を作ろうと思ったら、教員の調達はずぐできるのですが、それは特別な人だけを集めてやっているわけです。東京都教育委員会が人事権を持っていますので、両方の免許を持っている限られた教員が限られた学校に集まり、義務教育学校を置いていない多くの区には、そのような教員が回ってこないということになるんです。

そのような点からも、公平性という部分で十分な検討を経ていないのではと思います。先ほど申し上げたように、今のところ様々な条件整備ができておらず、区の実態に合っていない。それから、子どもの積み上げの中で、そこまでやる必要があるのかということでは、今の段階ではそこは判断できないと思っていまして、教育大綱では、教育連携プログラムによる一貫教育は進めていきたいと思いますと整理をさせてもらったのが、2ページ目左側の豊島区の例です。

教員免許のところは、本区でも小中学校両方の免許を持っている人は多くいますので、このような書き方では少し誤解を生むかと思えます。要するに、小中両方の免許を持っていても、小学校で教えている教員と中学校で教えている教員では、片方はペーパードライバーということで、必ずしも実体を伴っていません。

本区では人事異動の際、そのような両方の免許を持っている人には、管理職でも中学校

から小学校に行ってもらったり、その後また中学校に戻ってもらい、連携校を指導していただいたりと取組をやっております。小中両方の教育を見られるようにしていきましょうということで、ここは時間をかけて相当努力している部分ですので、是非説明に加えていただければと思います。センター所長もそうですけれども、小中学校の校種を経験をしている教員の方が少しずつ増えてきていますので、努力を続けていきたいと思っています。

今日は制度が変わり、新しい校種が出てきたという段階でご理解いただければと思います。

それから、樋口委員からご指摘のあった自我の確立という文言ですが、自我の芽生えということで、自我の確立がこれから始まっていく発達途中ということです。ギャングエイジの文言については、子供をギャングというのは何事だという話だと思いますが、これは基本計画に載っていますので、次の改正の時に十分検討をしていけばいいのではと思います。

以上です。

菅谷委員長)

議題の題目で、学校教育法の一部改正という言葉が最初に出ているので、これは改正され、どんどん変わってしまうのではという印象を持っておりました。義務教育学校という校種が加わったのは、今までの小学校、中学校という分け方では将来的に多少問題が出てくるので、将来的には新しい形でやりたいということなんでしょうか。それとも、そういう選択肢もあるよということなんでしょうか。文部科学省の考え方としてはどうなんでしょうか。

三田教育長)

まず、義務教育を施す学校の設置義務というのは地方自治体にあります。この義務教育を施す学校として、これまで小学校、中学校がありました。それに加えて、小中一貫型の教育をやる義務教育学校という校種を新たに定めたということです。これは全部そうするというのではなく、そういうタイプの学校を作りたい場合は、義務教育学校とすることができますよという、できる規定です。

私が教育長に就任した平成20年度に、品川区は既に小中一貫校を作ると宣言しておりました。当時の私の問題意識は、今一番大事なことは、今ある法の中でやらなければならない教育課程が沢山あるのではないかということでした。

小学校、中学校の文化が違い、小学校で育った子が中学校で伸びなかったり、逆に小学校時代にきちんと育っていなかったために、中学校の先生方が苦勞するというケースがあり、しっかりと接続しなければということでした。幼保・小もそれぞれ幼・小が私立、公立があつて、しかも、保育園と幼稚園があつてと4極化しています。こういった背景があり第1学年がうまくいかない原因の一つした。それから、核家族化で保護者の方の仕事ぶりも昔と随分変わってきており、共働きの非常に増えてきている中で、教育のあり方も考えていかなければいけません。こういった時代に合った教育をどうやって進めるかという

ことで、連携プログラムを提案し、教育ビジョンに掲げてまいりました。豊島区は、この教育ビジョンに掲げていることが大綱としても定められておりますので、義務教育は全部これで行きますと国あるいは東京都が言わない限り、現在の方針で進んでいきます。

また、制度が変わったから中身は変わったのかということになると、学力調査を見ていただいておりますので、本区は全国トップの秋田県の次という教科がどんどん出てきています。ところが制度を作ったからそういう学校になったという話は余り聞きません。小中学校の先生方が相互の教育の内容や方向について、理解できるようになったということでしたら、本区も連携プログラムでそのような成果は沢山上がっています。

ですから、ハード的な枠組として一貫校だからできた、できないということではないと思っています。今教育の質を高めるのに、どのような対策をとるかという選択肢として、一貫校を施行している地区もあれば、豊島区のように、内容の充実を図ることで質は幾らでも上がると、自信を持って胸を張っている地区もあります。どちらを選ぶかというのは、やはり首長と私ども教育委員会が、総合教育会議等で意思疎通をしてやっていくことで決まるのではと私は確信しております。先生方も豊島区のこれまでの教育の成果を踏まえて、この一貫教育の問題については考えていただければありがたいなと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

私も少し勘違いしたところがありまして、先程樋口委員が、豊島区は今の形で進め、現在の施策を充実させていくのがいいのではと仰っていましたが、教育長もそういうお考えということでした。新しい形の方を検討しなければいけないのかと誤解をしてしまいました。ただ、こういった問題が実際に法律として出てきていますので、もう少し自分なりに勉強して整理したいなと思っています。

この件については、これで今日の議論は終わりたいと思います。

(3) 報告事項第2号 仰高小学校の校庭改修について

菅谷委員長)

それでは、続きまして報告事項第2号、仰高小学校の校庭改修について、学校施設課より説明をお願いします。

<学校施設課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。

仰高小学校の校庭改修については、昨年度末に保護者の方から土の校庭もいいのではというようなご意見があり、議論がありました。その結果、今ご報告にありましたように、全天候型校庭にするということで大体の理解が得られたと思いますけれども、何かご意見・ご質問はありますか。

三田教育長)

3月の教育委員会定例会終了後、教育委員の先生から、保護者の中に土の校庭にしてほしいと要望を出しているが、教育委員会ではどうなっているのかという話がありました。3人の教育委員の先生方が新しく変わられましたので、改めて詳細を報告いたします。

通常の校庭改修に当っては、これまで大きな考え方や枠組み等についての検討は行ってきましたが、教育委員会に詳細な報告をするということはありませんでした。基本的には所管課で、学校と調整して改修しております。

ただ、一部、キャンプファイヤーを行事として続けてきた保護者の方から、土の校庭がいいという強いご意見がありました。

子供に楽しませるとは言っても、夜にキャンプファイヤーの大きなかがり火が上がって、花火の音がバンバン鳴ったら、学校近隣のマンションや住民の方々への迷惑になるのではないのでしょうか。

私どもも、教育施設の設置者として教育委員会にきちんと諮った上で、話のやりとりをしまいにしました。土に親しむ教育は大切であると共感できる一方で、土の校庭でなければ自然体験ができなくなるという主張には疑問を感じております。

仰高小学校ではビオトープを造って生物の多様性について学習しており、国交省大臣賞を受賞しております。それから、学校園や駅前の商店街のご協力を得て花畑をつくり、土に親しむ体験をしている外、キャンプファイヤー等は、第4～6学年の宿泊施設では実施しております。

都会の真ん中にある校庭でキャンプファイヤーを実施するという事は、区内どこの学校でもやっていないわけです。このような背景をもちながら、土がいいというご主張は納得のいかない部分であります。

こういったことは、これまで学校施設課で手順を踏んで、学校、PTA、学校運営連絡協議会の中でも丁寧に説明、議論をしまいにしました。

今回、そういう丁寧な対応をして、大方の方々から了解をいただけたと認識しております。ただし、異なる意見もありますので、引き続き契約に至る前まで間がありますので、必要な対応をしていきたいと思っております。ご理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

菅谷委員長)

今、教育長からご説明がございましたようなことなので、この件につきましては、了承したいと思いますけれども、委員の方、よろしいですね。

菅谷委員長)

では、ただいまの報告につきましては、了承いたしました。

(4) 報告事項第3号 豊島区立小・中学校の緊急トイレ改修について

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第3号、豊島区立小・中学校の緊急トイレ改修について、学校施

設課よりお願いいたします。

<学校施設課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。

小・中学校のトイレ改修につきましては、昨年度の総合教育会議で、特に保護者の方からの要望が強く、学校からも強い要望が非常にありまして、教育委員会としましても、これを最重要課題の一つにして区長さんと協議をいたしました。区長さんの方で、それに対してご理解いただき、大分予定を早めていただいて改修をするということで、その報告でございます。委員より何かございますか。

三田教育長)

昨年度の最後の総合教育会議の中で、これが議題として正式に取り上げられ、予算特別委員会の中で予算も決定され、計画について議会の承認もいただきました。それを受け、早速スタートの教育委員会で計画が出されたということで、ご理解いただきたいと思えます。

ちょっと私の意見なんですけど、1ページ目1番「トイレ改修の必要性」の4行目から5行目について、申しわけありませんが教育委員会で出す文章として不適切だと思いますので、そこは削除して、原案にしていきたいと思いますと思うのですが、先生方どうでしょうか。

菅谷委員長)

委員の方、今の教育長のご指摘どうでしょうか。削除したほうがいいですね。

では、そこについては削除していただき、全体的なご意見ではどうでしょうか。

樋口委員)

総合教育会議で区長及び区議会の理解を得て、3年間で全て改修するという、素晴らしい計画だと思っております。是非、進めてください。

菅谷委員長)

北川委員、この件について、保護者の立場から何かありますか。

北川委員)

学校のトイレに関しましては、やはり保護者の方としてもずっと懸念していたことでしたので、本当にありがたいことと思っております。

一つ教えていただきたいのですが、ここに出てきております系統というのはどのようなことを指しているのでしょうか。

教育部長)

トイレというのは、建物もそうなんですけど、同じところに給水設備があります。1階も同じところ、2階も同じところ、3階も同じところ、それらを一つの系統と言っております。庁舎の建物も9階まであるんですけれども、同じところにトイレがあるわけですね。学校も1階から4階までを1系統とし、それを1カ所、2カ所、3カ所という意味でございます。

北川委員)

縦の並びでやっているということなんですね。ありがとうございました。

菅谷委員長)

それでは、この件については良い報告でございましたので、委員の方もご了承いただいたと思います。これで終了いたします。

(5) 報告事項第4号 区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況について

菅谷委員長)

それでは、続きまして報告事項第4号、区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況について、学務課より報告をよろしくお願いします。

<学務課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。

4月1日現在の実数について報告いただきました。何かご意見等ありますでしょうか。

三田教育長)

今、報告があった通りでございますが、補足させていただきます。小学生が微増しているのに、何故中学生が減るのかという点についてです。全員が公立小学校から公立中学校に進学すれば、中学校も増えるのですが、私立中学校への進学があるため減っています。人口推計も、本区の場合は小学校、中学校ともに直接反映をしておりません。小学校入学時点で、14～15%のお子さんが私立の学校に行っておりますし、中学生では、公立小学校から進学時に、4割前後が私立中学校に進学しています。若干の推移の変化の中に、このような背景があるというご理解をいただきたいと思います。

それから、昨年の教育ビジョン作成の時にも、人口統計も含め、児童・生徒の統計調査を行いました。本区の場合、先行き10年間は、大きな児童・生徒数の変動はないだろうと見ています。何か大きな社会条件の変化があれば、出るかも分かりませんが。

また、適正配置もこれまで進めてきています。小規模校と言われている、朝日小学校、長崎小学校、そして高南小学校の3校についても何とか維持してやっております。朝日小学校は2学級が1学級になりましたが、去年は2学級、その前は1学級でした。ここはちょうど中山道を挟んで学区域が二分されており、なかなかそういうところの安全感覚ということが十分ご理解いただけないということと、マンションが建ち、人口が増えているんですけども、新しくお住まいになられた方との意識のずれと言いますか、地域の学校という意識がなかなか定着しないという課題があります。私も朝日小学校が地域的・地理的な条件から、潜在的には学区域にお子さんがいらっしゃるのですが、小さな学校になっているところを考え、色々な支援対策をやってきております。ですので、当座1学級、2学級の変化はあるかもしれませんが、大きく減少し、学級が無くなるようなことはないと思っております。同様に1学級となった池袋小学校とともに、課題を抱えながら非常

に小規模校のよさを発揮して、頑張っている学校です。

教育委員会としてはこれまでのスタンスで小規模校支援をして参ります。隣接校選択制も、自発的な調整がされているのではと思っております。多くの保護者からの支持もありますので、制度については安定した状況かなというふうに見ております。

もう一つ、これは先般、第1回目の臨時会のときに委員の先生方にお渡ししたと思いますが、区の基本調査の中で人口推計が入っておりました。その中で、人口が28万人に達したと記載されております。27万人に至るまでは5年かかり、28万に至るのには2年と少しですので、加速度的に人口が増えています。ところが、内訳を見てみますと、流入人口で増えていて、特に外国人が非常に多いということで、学校教育にも大きな影響を与えております。今年度も、予算の中では日本語教室、これを相当強化していかなければなりません。先程来の消滅可能性都市から持続発展可能都市への転換を図るという区の施策から言っても、多様性を受け止めていかなければいけません。様々な外国人の方々も共に、どうやってこの社会の中で生きていくかということを前提にした施策展開が重要であるという意思決定がされています。ですから、教育委員会としては、子供の人口、全体としての人口、様々な国籍、そうしたことも前提にしながら、多様性を受け入れて教育をしていますよという基本指針のベーシックデータになるということで、今日のところはご理解いただきたいと思っております。

また、5月1日付の基本調査も間もなくできてくると思っておりますので、またその時点で学務課の方から報告していただきたいと思っております。

菅谷委員長)

報告事項と直接関係はないのですが、今、第1学年、第2学年は35人学級になっていますよね。第3学年から40人学級になっていると思っておりますが、これは将来的に35人学級になるということはあるのでしょうか。例えば、35人学級にしているというのが、40人学級よりか35人学級の方が、色々な意味で利点があるというようなことで人数を減らしているということなのか。もう一点、私立の学校では今、1学級の定員が何人位でやっているのか、もしわかったら教えてください。

学務課長)

学級数や生徒の1学級の人数というのは、東京都の方針がございまして、それを受けて私どもが決めていくような形になろうかと思っております。なので、今後東京都が、学年が上がっても、やはり35人がいいと判断をするのであれば、そのような形になっていくと考えております。

指導課長)

35人学級でございまして、法令的には小学校第1学年に関しましては35人学級を実施しております。第2年学におきましては、東京都では基本40人学級の実施でございまして、東京都の特例という形で35人学級を実施し、さらに中学校第1学年も35人学級ということで現在実施をしているところでございまして、ですので、小学校第2学年におき

ましては、学級増、40人学級ではなく、1人加配という形で分割をして進めているところでございます。

また、豊島区におきましては、2学級から3学級になったところでも数字のマジックがございます。71人でも3学級、105人でも3学級になっております。69人ですと2学級ということがございますので、各学校におきまして、今年度もそれによる学級増に、4名の期限付任用教諭の配置をしたところでございます。

三田教育長)

35人学級というのは、国の制度で小1だけです。あとは東京都の裁量で小2と中1をやられているということでございますが、報道でご存じの通り、財務省はこれに反対しておりまして、国家レベルでも省によってこの定数問題というのは認識にずれがあるのかなということでございます。各政党の主張もございまして、学級定数については、様々な意見がございます。では、豊島区教育委員会がどう考えているかということでございますけれども、40人学級でもしっかり指導されていれば、素晴らしい学級になっていますし、20人学級でも学級崩壊するところもございます。その違いに視点を当てて、教育の質の向上を図っていくというのが基本だと思います。多いより少ない方が良いという意見もあるかもしれませんが、子供の社会性、人間関係づくりという点では、数が減れば減るほど、関係づくりは難しいという、そういう問題もあります。

ですから、どれがいいかと一律に言うことは難しいのですが、与えられた環境の中で、学級担任なり教科担任がどうやって子供の関係づくりをしていくか、それから授業で活性化していくかが大事で、そこから定数問題といった条件を考えていかなければならないのかなと思います。

私どもは団塊の世代で、生まれたときから子供がたくさんいて、50人学級、45人学級というすし詰め学級で、受験競争、受験地獄という時代をくぐり抜けてきました。では、教育が行き届かず、ひどい状況だったのかということ、その分だけ友達が多かったり、色々な体験もしながら育ってきたという面もあります。少子化の流れの中で、パイを小さく小さくしていくことがいいのか、その都度、十分議論していかなければいけないと思います。時代の流れがありますので、一律に定数で一斉指導だけやっていくという、そういう時代ではなくなっていることは確かで、多様な指導形態を駆使して学校ではやっております。これからもそういうところにウエートをかけていく必要があると思っております。

この点も教育委員の先生方の熱い議論をよろしくお願ひしたいと思ひます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

これは、現況の報告でございますので、委員の皆さんはご了承いただきたいと思ひます。よろしいですね。

(6) 報告事項第5号 学校の運動会等における安全対策について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第5号、学校の運動会等における安全対策について、指導課よりお願いいたします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございます。

安全対策については、昨今、問題になっています組み体操の問題が一番ひっかかってきており、特に運動会などでは、怪我の可能性があるので、安全対策の問題を取り組んでいかなければならないと思います。運動会の時期というのが春と秋あるわけですが、春と秋では生徒たちの体力といったものも少し違うのでしょうか。その辺について、委員の方向かご意見あるいはご質問ございますでしょうか。

樋口委員)

もう5月に運動会が組まれていますので、前年度中に恐らくこのような安全対策を発出してくださっているのか、もしくは口頭でご説明があったと思いますが、いずれにせよ今年度の春に関しては、十分に指導体制を整えていく必要があると思っております。

それから、私がとても大事なことだと思っている点として、組み体操のやり方を知らない教員も中にはいらっしゃるということです。例えば、一番下の時には、どういう手のつき方をするか、2番目以降の子の肩の位置、手の角度、そういうことについて、私は研修が必要であろうと思っております。例えば、豊島区の区中研とか小学校の体育の部会がありますよね。そのような場を上手く活用して、組み体操の指導の仕方のようなものを一度研修をしたらどうかと思っております。

幸いにして、捻挫等で本当によろしかったなと思うんですけども、やはり我々としては、重大事故等々のことを考え、体制がどうなっているかという点も、各学校にお任せするだけでは足りないと思いますので、これから議論していきたいと感じております。

以上です。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。実は、来週月曜日、18日に小学校長会、中学校長会の会長及び区小研の体育部担当校長、区中研の保健体育部担当の副校長を役所に呼びまして、今後の内容や、どのように各学校で周知徹底、研修を含め進めていくかということについての協議をしていきたいと考えております。

樋口委員)

ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

藤原委員)

区市教育委員会によっては、既に禁止するところもあるように聞いております。その中で、禁止するのではなく、事故防止のための対策、留意事項をきちんと示した通知がなされたということはとても意義あることだと思います。今、樋口委員からもお話がございま

したが、教員がしっかりとした指導ができるように、とりわけ春の運動会については、その点十分お願いしたいと思います。

以上です。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

北川委員、何かございますか。

北川委員)

発生しているけがの報告が例えば捻挫とか打ち身ということだと、ピラミッド等が崩れたときを想定しているような怪我について、皆さん検討されていることが多いと思います。ですが、例えばピラミッドだと、崩れなくても一番下になっている土台の子たちにかかる重量は相当なものだと思います。中学校では、校庭が砂とか土がほとんどだと思いますので、その砂利の問題という部分まで考慮していただき、指導をきちんとしていただけたらと思っております。

よろしく願いいたします。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

三田教育長)

経過から言いますと、このことはマスコミで取り上げられてすぐに、私どもも議会答弁で、正式に議会に対して考え方をお伝えしております。またその内容につきましては、2月期、3月期の校長会でも校長先生方にもお伝えしております。今回は、人事異動もあり、これから早速春の運動会があるということで、これまで伝えてきた内容を改めて徹底するという意味で、東京都教育委員会から、あるいは文科省からどういう通知がこれまで来て、学校に届けられているかということも踏まえて、校長さんたちが困らないようにということも含め、通知を発したということで、ご理解いただきたいということが一つです。

それから、私が今日、たまたま校長研修会の講師をやったんですけども、その中で、校長先生には、教育委員会が「止めてください」、「こうしてください」という指示を出せば、それを理由として「今回止めした」と主体性のない学校経営は止めてほしいとお伝えしました。学校教育の中で、教育課程の編成というのは、校長の重要な仕事なんですね。4管理2監督の中でもとりわけ重要なのが、どういう教育をやっていくかという教育の計画、質、目標、目的というところを明確にするという校長先生の権限が、一番大切なものだと考えています。そこに運動会も位置づくわけです。

ですから、今回、大阪の事件があるなしに関わらず、運動会はずっとやっており、ピラミッドもやっている学校は8割あるわけです。当然ながら、安全対策や指導のあり方について、きちんとプロセスを踏み、スキルアップをしてやっていくということが、子供にも、教師側にも必要なことだと思います。

やはり先生方と校長先生方が、体育というのは何のためにやるのか、体育的行事という

のは何のためにやるのか、やった結果、子供がどのような成長や、感動や連帯を感じ、そこで人間としての新たな能力や技能を身に付けているのかということをもう一回問い直していただきたい。今までやっていたから、今年もやりましょうではなく、今までの子と今年の子はどういう成長の違いがあるのだろうか、能力や技能の違いがあるのだろうかと考えていただきたい。体力テストもやっていますし、セーフスクールで安全対策も系統的にデータに基づいて分析し、ハイリスク要因を排除していくということで、これまでもやってきて、事故や怪我等の防止に努めてきています。

豊島区立学校の校長であれば、そういうことをもっと自信を持ってやってもらいたいと思います。保護者にも、このような内容で、こういう手だてを取ってやっているのですよときちんと説明してほしいと思います。練習の時にも、事故や怪我のないように、こういう配慮をしていますよということができていれば、それでやっていくべきです。何もそういう努力や取り組みをしないで、ただ、危ないから止めましょうというのは、いかがなものかなと思います。

以前、柔道、武道の導入の時にも色々なことがありました。柔道で大けがをして命を失うとか、ずっと障害を持ってしまうというようなケースもあって、話題になりました。私どもの当時の体育の中学校教員は、みんな黒帯を持っていて、内容についても危険を伴わないような武道の指導内容ですよということでご理解いただき、今までも武道で大きな事故になったということはないわけです。

しかし、そういった授業というのは用意周到な対策がされてこそできることです。私は、根本的には春、秋の運動会を見直した方がいいのではないかと考えております。行事が重なり忙しいからと、春に運動会を持ってくるというのは、分からないわけではありませんが、余り同意できない。子供の成長段階の観点からも、例えば小学校に入ってきたばかりの第1学年の子が運動会と言われても、体育行事としてのねらいを達成できるのかという部分もあると思うんですね。

そういった、時期的にいつがいいのかということも当然議論になりますので、今後早い時期に、樋口委員からも意見があったような、セーフスクールの考え方も踏まえながら、体育に関わる先生方できちんとチームを組んで、万全の対策を取っていくという方向性を是非打ち出していく必要があります。

もう一点、豊島区は若い先生が非常に多く、経験が6年から10年未満位の先生方が半数おりまして、この先生方が果たして指導技能に熟達しているのか、そういうこともあると思います。やはり保護者、あるいは児童・生徒から見ると、不安というのは隠せないものもあると思いますので、これを一つのきっかけとして、さらに安全かつ、子供の成長をしっかりと見据えた指導ができるようにしていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

安全の問題なんですけれども、実際に運動会等で怪我をした時に、例えば骨折した場合はどうするというような対処は各学校できちんと決めておられるのでしょうか。

指導課長)

各学校におきましては、養護教諭を中心に、そのような報告の方法等を決めております。また、救急車等を呼ぶような緊急の事態についても、マニュアルと報告方法、連絡方法等について、学校ごとに作っているところでございます。

菅谷委員長)

豊島区は、いわゆる二次医療圏といえますか、大きな病院が大塚病院しかありません。ですから、大塚病院と何らかのつながぎをつけておく、あるいはこの近くの大きい病院ですと、日大、帝京は割と近いところにありますので、そういうところと、何かあった際にはよろしくというようなルートは、学校としてつけてあるのでしょうか。

もう一つ、例えば組み体操というのは、子供達が非常に頑張るということ、やり遂げると、皆が非常に喜ぶというようなことをよく報道されているんですけれども、子供達自身は、この怪我の問題をよそにして、運動会で組み体操を是非やりたいと考えているのでしょうか。それとも、学校でそういうプログラムがあるからやりましょうということなんのでしょうか。

指導課長)

一点目の緊急の場合ですけれども、首から上の怪我に関しましては、緊急を要しますので、すぐに受け入れていただける場所として、例えば、大塚病院、駒込病院、東大附属病院、日医大、帝京等があります。養護教諭及び管理職が見た段階で、命に別状がないというものに関しましては、保護者の意向、意思もございますので、保護者に連絡をとり、どこの病院に行かせたいかということを確認しております。もし意向が無い場合には、学校の方ですぐに救急車を呼び、受け入れていただける病院のほうに搬送するルートになっております。

2点目の、子供達自身の組み体操に関する関心でございますが、やはり年上のお兄さん、お姉さんの組み体操を見てきている子供達にとってみれば、小学校、中学校で華やかな部分もございますので、憧れというのはあるかと思えます。しかし、先程申しました通り、子供たちの体力、発達段階、年齢、体格、体型によって、各学校、各担任の方でそれは判断するべきであって、子供達にはその旨、十分指導をさせていきたいと思えます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

三田教育長)

この件はやはり話題性と課題とが両方あります。昨日も特別区の教育長会がありました。会議が終わってから、各地区でどのような取り組みを行っているか、ざっくばらんな意見交換をやりましたけれども、東京都教育委員会のように、2年間やらない、凍結を決めたというところや、全部禁止にしたというところもありました。逆に、学校判断に任せると

決めたというところもありました。いずれも、先程来から主張しているように、私は納得がいきませんでした。

体育的行事というのは子供の成長のためにやるんです。ですから、子供が今持っている技能・体力・能力等のちょっと先を行くということが、達成感や成長したことを実感させることであり、教育の一面であります。そういうちょっと先を行くという部分を無くし、全部禁止にしてしまえば、育つものも育たなくなります。それは本当に教育だろうかという疑問があります。教師がプロと言うのであれば、プロとしてのそういう技能や能力や指導のプロセスをしっかりと踏んで、子供達に向かうべきですし、足りなければ研修によって補っていかなければなりません。

全て禁止にするべきではないと思っております。むしろそういう状況の中で、正しく子供の成長と実態に向かい合ってもらいたいということと、各体育の中身で言いますと、子供に育てたい能力、技能というものを身に付けるような工夫をやってもらいたいということなんです。

しかし、大きな事故や怪我に至り、裁判になる場合もあります。豊島区でもサッカー中の事故により裁判になった事例がありますが、その時に問題となる点は、サッカーをやったことや、サッカーの危険行為ということよりも、むしろ学校の当事者、指導者が安全指導の計画や判断を怠っていなかったかどうかということが一番問われます。先程から言っているように、指導の技能が育っていない先生が指導したらどうということになるか、もう歴然としています。それから、子供がきちんと段階を追って指導されておらず、無理やり10段先のことをやらせられたら、上手くいかないから失敗すると。それはやはり裁判で問われてしまいます。

極論になりますが、教育現場というのは、そこも覚悟の上で毎日、子供と教育をやっているわけです。ですから、安全であるということは、子供自身の安全行動力というか、そういう自己能力を形成するというのも大事であり、子供相互、相手に対しても事故や怪我の起きないような行動を身に付けていくということも大事です。それが身に付いていないから教育をするのであって、教育を放棄して、禁止だけしていたのでは教育の甚大な一歩はかなわないのではないかと私は思いました。

最後にもう一点発言させていただきます。豊島区はセーフスクールという取組を全区的に行なっております。小さな切り傷、すり傷まで含めた年間の事故や怪我の件数は、600人位の中規模校でも、放っておけば年間3,000件位あります。しかし、子供の安全行動力を形成したり、先生方が安全指導をしていくことで、私どもはそれを3分の1にも、4分の1にも減らしてきているんです。逆に、裾野が狭くなれば、重篤なけがや事故が増えると思います。「ピラミッドを禁止したから、事故が起きないか」ということではないのです。私どもは予防に徹してやっております。その安全のための究極の取組が、本区が進めているセーフスクールの取り組みです。

セーフスクールの取組も、何か朋有小学校と富士見台小学校だけの成果になってしまっ

ているようなところがありますが、各学校の先生方は、誰でもその取組を参考にして指導に活用できるわけです。その取組の中で、統計も取って、子供達、先生方、保護者や地域の方にも考えてもらい、安全対策を講じ、事故を無くしていくということは絶対にやらなければいけないことです。まずは、教育に安全対策ありです。学校は安全な所だと、皆さん思っているのですから、それを裏切るようなことはあってはなりません。そのために、教育課程の編成、権限と責任は重いのだということを、私はやはり主張したいですね。

また、それを助けていくようなシステムの構築、実施を教育委員会はしっかりやる必要があります。教育委員会と学校、双方に責任があるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

菅谷委員長)

この件につきまして、最後に教育長にまとめていただきました。怪我をゼロにするということは、基本的にはできないと思いますので、怪我があったからやらないということになると、ほとんど何もできなくなってしまうかと思ひます。ですから、今のお話の通り、十分な配慮をした上で、実行することはいいのではないかと、私は個人的には思ひています。

豊島区の方針はそういう形ですよね。ただ、学校によってはもう全然やらないというところもあるのでしょうか。

指導課長)

組み体操に取り組むかどうかは、先程教育長の方からお話がありました、各学校の教育課程に基づいて決定します。ですので、やらないという学校もござひます。昨日の生活指導主任研修会の中では、春に中学校では運動会を8校開催しますが、うち5校が実施、3校が実施をしないという回答をいただひているところござひます。小学校につきましては、18日に集まった時に、春の運動会における各学校の実施状況の調査をかけたいと考えております。

菅谷委員長)

この件につきましては、十分安全の配慮をしながら、各学校でお決めいただくということによろしいですね。

それでは、この件につきましては了承いたしました。

(7) 報告事項第6号 平成27年度卒業式及び平成28年度入学式国旗掲揚・国歌斉唱の実施報告

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第6号、平成27年度卒業式及び平成28年度入学式国旗掲揚・国歌斉唱の実施報告について、指導課より説明をお願いします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。

全校で規則に従ってなさっているということですが、これについて何かご意見ありますか。

樋口委員)

卒業式、入学式ともに適正な実施をされているということで、これらは最も大切な儀式的行事でございますので、今後も各学校で適正に実施をされるようよろしく願いいたします。

1点質問です。小学校の入学式においては、全て舞台を使って入学式をしているのでしょうか。

指導課長)

小学校におきましては、今年度は14校で舞台の上に演台を置いて実施し、平場、つまり体育館の床のところに演台を置いて実施した学校が8校ございました。

以上です。

樋口委員)

分かりました。

議論はここでやると長くなるので、いたしません、私の要望として、全て演台を舞台の上に上げて、適正に実施をしていただきたいと思いますと思っております。

菅谷委員長)

それでは、他に委員の方ご意見ありますか。

三田教育長)

私も樋口委員と同じ考えです。平場では、例えば教職員を紹介した時も子供が見えないんですよ。舞台は遠くから見えるようにしつらえてあります。それが使われていないということに何か特別な事情があるのかは分かりませんが、今までもこうしているからというのは、先程の運動会と同じです。卒業式も入学式も大事な行事ですが、忙しい時期にやられるから、考え方がはっきりしないまま、前例に従ってというのがあり過ぎるのではないかと思います。是非子供の目線に立ち、入学式の適正な時間がどの位で、どのような見え方が良いのか、子供にとっては、とても大事なことだと思いますので、議論をきちんとして、行事を組み立ててもらいたいと思います。

それから、これは指導主事さんも含めて申し上げたいのですが、本区でもかつて音楽の教師がピアノを拒否するというような事件もあって、裁判にも至りました。そのような案件も時間が経つと感覚が薄れてしまい、学校からの報告を受け身で待ってしまっています。今では学習指導要領の趣旨が学校現場で体现され、皆さん国歌斉唱を正しく歌ってくれますが、過去には何とも言いがたい苦勞をしてきました。起立もしない、歌も歌わない、伴奏もしないという時代もありました。国が定めた学習指導要領にうたわれているわけですから、歴史を踏まえて、こうした問題は全国できちんとやっていかなければなりません。まだまだ厳しい地区もありますので、こういうことがきちんとできる範となるような卒業

式、入学式をやってもらいたいと思います。

また、そうしたマイナスの面を抜きにした観点で申し上げますけれども、卒業式も入学式も非常に感動的で、子供も地域の方も卒業式では本当に涙を流している方もおり、良い式だったという話が色々な方から聞けました。教育の儀式的行事というのは、形式的なものでなく、子供の成長にとって極めて重要なんだということを、感動をもって表現する学校がたくさんあります。私は、この点は豊島区の教育が自信を持っていいことだと思いますので、そういうことも踏まえ、こういった報告も形式的でなく、感動的な卒業式、入学式があったというところも、どこか考察やコメントであるとうれしいなと思います。

よく考察し、各学校の取り組みを認め合っていくという教育委員会に是非していきたいと思います。情報の提供もよろしくお願ひしたいと思います。

統括指導主事)

先程の、舞台を使わず演台を設置して入学式を実施したことについて、補足の説明をいたします。

学校に理由の方を聞いてみましたところ、2点ございまして、1点目は、高いところよりも、子供達を目線にできるだけ近い位置でという理由とのことです。もう1点目は、子供達の入学式が終わった後、第2学年が新入生を迎える演奏等の行事がありまして、それを舞台を使ってやるということで、できるだけその時間を短くするためというお話がありました。

しかし、今樋口委員からもお話がありました通り、やはり大事な儀式的行事でありますので、今後は、この舞台をきちんと使ってやっていくということを学校のほうに働きかけ、指導して参りたいと考えております。

以上です。

藤原委員)

やはり卒業式も入学式も儀式的行事ですので、舞台をきちんと使って実施するのが正しいと思います。子供に近い目線でといったことは、教室に行けば担任の先生が近い場所から子供達に色々なお話もすることですし、やはり校長先生の式辞ですとか、来賓の挨拶といったことは壇上ですべきと考えます。今後ともよろしくお願ひいたします。

菅谷委員長)

色々な意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回、小学校に孫が入学したこともあり、小学校、中学校の入学式に出席しましたが、皆さん緊張して、本当に真剣になって出ているんですね。ですから、非常に大きく記憶に残るところなのではと思います。そういったことから、厳粛な部分というのをきちんと確保しておくことが必要なのではないかと思います。今、委員の先生方もそういうご意見だろうと思います。

先程教育長が仰いましたが、特に卒業式は感激する場面が沢山ありまして、そういう点からも、子供達がそういう式を非常に重要視しており、心の中で非常に重要な式だと考え

ているということが、実際出てみると良く分かります。やはり卒業式、入学式の意味をきちんと捉えて、それなりの形でやっていくことが必要ではないかと思います。

新しい委員の方には、今後、実際にそういう式に出ていただくこととなりますけれども、そういう観点からまた色々ご指導いただければと思います。

他に何かございますか。

三田教育長)

今年、小学校の入学式には、教育委員会あるいは区を代表して行かないのか、挨拶がないのかと色々な人から言われました。

小学生に入ってくるお子さんは、短時間でないともたないので、教育委員会、区長から長々話すことは省略していますということがあったんですけれども、設置者として花を添えないのはいかがなものかという気持ちもあります。教育委員会としても、例えば5秒で終わるメッセージをちゃんと読むという形などもあります。親御さん、お子さんもすごく期待に胸を膨らませて入ってくるわけですから、やはり花を添えてあげるというのは大事だと思いますので、校長会とも相談をしていきたいと思います。今回も、中学校の方では今までにない祝辞で、本当に具体的でよく分かったと言ってくれる方がたくさんいたんですよ。

ですので、その辺を検討して、小学生も短時間でぱっと終わるようなメッセージ、五行詩にまとめて、お祝いを申し上げますでもいいと思います。何かそういうことも考えていたらどうかと思っております。

菅谷委員長)

今、教育長が言われるような挨拶ができれば、さらに印象深い入学式になる可能性があるかと思えます。

それでは、この件につきましては、また来年度の課題となりますけれども、よろしくお願いたします。

(8) 報告事項第7号 平成28年度区立幼稚園、小・中学校行事一覧

菅谷委員長)

では、次に、報告事項第7号、平成28年度区立幼稚園、小・中学校行事一覧について、指導課より、よろしくお願いたします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

今年度の行事一覧表でございます。このような予定であるということをご記憶いただければと思いますが、何かありますか。

三田教育長)

二点お話しします。今年度の区政連絡会がこの間行われ、その冒頭で、区への要望が町

会連合会から出されました。その中に、「学校行事と、地域のお祭りや大きな行事がぶつかってしまい、なかなか訂正してもらえなかった」とか、あるいは、「子供が参加できなかったということで、事前に調整してほしい」という要望が出ておりました。各行事は、地元と調整がついている、あるいは、保護者や関係団体とも調整がついていることを前提で決められてほしいと思います。この行事予定に関しても、改めてこれで大丈夫かどうか確認していただき、もしかち合っている場合は教育課程の届け出を訂正すればいいわけですから、早いうちにやってもらいたいという要望です。

もう一つは、学校と関わりある団体や、協力支援をしてくださっている団体の方々から、日程表、行事予定表を下さいと私の方に直接お見えになる方が大勢います。是非、各種団体にもこうしたものが早く伝えられて、お互いに齟齬のないようにお願いしたいということだけ申し上げます。よろしく申し上げます。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。早速、指導課の方で、今年度の行事予定について各町会、地域との行事と重なりがないかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。また、平成29年度の教育課程の編成におきましては、教育課程届出説明会、また相談会において、指導課の方で、各町会、地域の行事の日程を把握しまして、日程が重なっている場合には、変更等の助言をしていきたいと思います。

以上です。

菅谷委員長)

他に委員の方、何かご意見ございますか。よろしいですね。それでは、この件につきましては、了承いたします。

(9) 報告事項第8号 家庭教育推進事業の事務移管について

菅谷委員長)

では、続きまして、報告事項第8号、家庭教育推進事業の事務移管について、庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

今のご説明について、委員の方何かありますか。北川委員、どうぞお願いします。

北川委員)

P T Aの意義といいますか、それは子供のためというものと同時に、保護者の自己啓発の場や学習する機会を用意するという面もあります。ですので、窓口が教育委員会の方に一本化されるということで、とても運営がしやすくなると思います。また、昨日説明していただいた席に、私も同席していたんですが、その際に、これから様々なことに柔軟に対応していただけるというお話もいただきましたので、より多くの学校がこの家庭教育推進

事業を活用できるように、連合会とも連携して、活発に活動されるように呼びかけていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。他に何かございますか。

今、この記録を見ると、家庭教育講座は必ずしも全校がやっているわけではないのですか。

庶務課長)

周知はしてはしましたが、企画や、事務手続等、PTAの方々の負担が多いという、かねてからの課題もありまして、保護者の方に担っていただくことが難しいということも、一つありました。そもそも、こうした内容の充実した、濃い講座であるということ自体をよく理解されていないところもありましたので、今後は、家庭教育講座というのは、とても重要かつ有意義なもので、その内容を、PTAを通じて保護者の方々に広め、家庭教育の向上のために活用していただくという趣旨をご理解いただければ、もっと学校参加が増えると思えます。中学校ではそもそもこういう素晴らしい事業を行っていることを余りよく理解されていなかった学校が多かったということですので、今後はもっと多くの学校の保護者の方々が参加していただけたらと思っております。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

北川委員、例えばPTAの方で、こういう講座を開くときに、ここが改善されれば、もっと開けた講座になるというようなことはありますか。

北川委員)

まず、今までの一番の問題が、講座を開催するに当たっての申し込み期限が非常に早い段階で締め切られてしまいまして、新年度が始まってすぐに申し込み受付が終了という形だったということです。そのため、前年度から計画をしていないと、この講座自体が開けないというような問題がありました。また、以前は小学校、中学校それぞれの連合会に、教育委員会から家庭教育講座の説明にいらしていただいていたんですが、最近はちょっと説明に来ていただけなかったもので、それもあり、中学校の方はなかなかこの講座について、よく理解していない役員が増えてしまったということもあります。

後は、やはり親御さんがなかなか平日に時間がとれず、参加が難しいというところもあったんですけども、やはり魅力ある講座を開けば、少人数でも聞きに行きたい、自分も参加したいという声は毎年出てきております。長いスパンで考えて、これを豊島区のPTAとしての特徴ある活動の一つとしてやっていければいいのではないかと思っております。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

私も前にPTAをやっていたしまして、この家庭教育講座の演者といえますか、お話をいただく方を選ぶのに色々苦勞したこともありました。今、北川委員のお話では、一つは締め

切りの問題ですが、この辺はより多くの方が参加できるような形で、改善する余地があるように思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かござひますか。よろしいですか。

菅谷委員長)

この件については、また今年度、是非活性化させていただきたいと思ひます。

それでは、ここで5分程休憩を挟みたいと思ひます。

(16時53分 休憩)

(16時58分 再開)

菅谷委員長)

それでは、また始めさせていただきます。

北川委員)

すみません、先程の家庭教育推進事業の件で私が発言したところで、訂正がござひます。以前、この事業について説明に来ていただいていたのは教育委員会からと申し上げましたが、以前は、学習・スポーツ課のほうから説明に来ていただいていたおりました。申しわけござひません。訂正いたします。

(10) 報告事項第9号 ランドセルの寄贈について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第9号、ランドセルの寄贈について庶務課より説明をお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

補足させていただきます。昨年の夏休みに、JICAから発展途上国の中で様々な子供達があり、こういう実態があつて協力していただけないかという話がござひました。そういう中で、校長先生から考案していただいたり、JICAの方に来ていただき、国際理解教育を経た上で、子供達の優しい気持ちからランドセルが集まったということです。新聞でも山積みになったランドセルの写真付で報道されておりましたけれども、やはりこの目白小学校の写真のような、子供達のメッセージとともに、こうやって気持ちを送り届けたんだよということが伝わるような内容になり、とてもよかったなと思ひます。

各学校に公式にお礼を申し上げて、来年もまたこうした呼びかけが両国の子供達の心のきずなになっていけるように、教育的にも配慮して、協力していく必要があるのではないかとお願ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菅谷委員長)

これ自体は大変いいことだと思ひますし、昔、PTAなんかでもよくこういった取組をやりましたね。私もハーモニカや自転車を送るというようなことを覚えています。

そ非常にポジティブな報告だと思しますので、また今後もこういったことで協力できればいいのかなと思います。

それでは、この件につきましては、終わらせていただきます。

(11) 報告事項第10号 主幹教諭の配置について

(12) 報告事項第11号 指導教諭の配置について

(13) 報告事項第12号 平成28年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教諭一覧

菅谷委員長)

次に、報告事項第10号、主幹教諭の配置について、11号、指導教諭の配置について、12号、平成28年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教諭一覧について、指導課よりお願いいたします。

<指導課長 資料一括説明>

菅谷委員長)

今、ご報告いただきましたように、今年度の新しい各学校の体制、先生方の配置へのご報告でございます。これについて何かございますか。

樋口委員)

要望です。小学校の主幹教諭が2名、中学校は3名を揃えていくところなんですけれども、なかなか難しい現状があって、各自治体で大変苦労しております。恐らく豊島区も一生懸命やってくださっていると思います。今後も指導、育成方、よろしく願いいたします。なお、中学校の方で、主幹教諭が4名のところは、例えば要員であろうかと思うところがあります。このうち、千川中学校の「学園」というのはどういう意味なのか、教えてください。それから、駒込中学校は、生活、進路はありますが、主幹が教務になっていないのは、きっとそれなりのご事情があるのかと思います。そうしたところも、指導課できちんと把握をされていると思いますので、報告は結構ですが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

指導課長)

指導課のほうで再度確認をさせていただき、またご報告をさせていただきたいと思ます。

菅谷委員長)

他にご意見ございますか。

三田教育長)

千川中学校の「学園」というのは、これは主幹に当たりません。法で定められているのですから。

指導課長)

大変失礼しました。千川中学校の学園ですが、これは学年主任の誤りでございます。大

変更しわけございませんでした。

三田教育長)

併せて申し上げますが、千川中学校は教務と進路があつて、学年は分かりますが、生活指導が何故ないのでしょうか。私はおかしいと思います。生活指導があつて、学年があるなら分かりますが、千川中学校は主幹が4人もいるのに生活指導を乗り越して学年というのはどうなのでしょう。主幹とは限らないとは思いますが、生活指導主任のいない学校はあり得ないでしょう。後で調べて、きちんと正確な報告をしてください。

菅谷委員長)

教育長、それから樋口委員からそういうご指摘がありましたけれども、その配置について、もう一度確認をしていただければよろしいでしょうかね。

菅谷委員長)

それでは、第12号まで終わりましたので、これ以降は、人事案件になります。傍聴人の方はもう退席されていますね。失礼しました。

(14) 報告事項第13号 臨時職員の任免

菅谷委員長)

それでは、報告事項第13号、臨時職員の任免ですね。

<庶務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(15) 報告事項第14号 非常勤職員の任免に係る訂正事項について

菅谷委員長)

それでは、13号は終わりました、14号、非常勤職員の任免に係る訂正事項についてですね。学務課よりよろしくお願いします。

<学務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(16) 報告事項第15号 非常勤職員の任免

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第15号、非常勤職員の任免についてです。

<指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

そういうことでございますので、よろしいですね、委員の方。

(17) 報告事項第16号 臨時職員の任免

菅谷委員長)

それから、第16号、臨時職員の任免についてですね。これは指導課ですか。

<指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(18) 報告事項第17号 臨時職員の任免

菅谷委員長)

第17号議案、臨時職員の任免。水曜トライアルスクール講師について、指導課です。

<指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(19) 報告事項第18号 臨時職員の任免

菅谷委員長)

続きまして、第18号、臨時職員の任免ですね。教育センターよりお願いします。

<教育センター長 資料説明>

人事案件のため非公開

菅谷委員長)

それでは、第18号報告につきましては、承認いたしました。

これで、本日の報告事項は終了いたしました。どうもありがとうございました。

(17時22分 閉会)